

< 参 考 资 料 >

## <道路台帳関係法令>

- 1 道路法（抜粋）
- 2 道路法施行規則（抜粋）
- 3 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について  
(建設省道路局長通達 昭和 39 年 5 月 18 日 発第 138 号)
- 4 地方交付税法（抜粋）
- 5 静岡県道路占用に伴う道路台帳補正事務取扱要領
- 6 道路台帳補正業務委託特記仕様書
- 7 道路台帳図面の閲覧及び公文書の開示時における個人情報の取扱いについて（通知）  
(令和 7 年 1 月 29 日 道保 196 号)

## 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和三十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道

四 市町村道

（路線が重複する場合の措置）

第十一条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

（道路台帳）

第二十八条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

## 道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）抜粋

（検査）

第四条 法第二十六条第一項の規定による検査は、当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について受けなければならない。

2 道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく法第二十六条第一項後段の規定による検査を申請しなければならない。

（道路台帳）

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の起点及び終点

五 路線の主要な経過地

六 供用開始の区間及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾こう配

十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間

十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

十四 道路一体建物の概要

十五 協定利便施設の概要

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。

一 道路の区域の境界線

二 市町村、大字及び字の名称及び境界線

三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員

四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）

五 縦断勾こう配（八パーセント未満のものを除く。）

六 路面の種類

七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾こう配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）

九 道路元標その他主要な道路の附属物

十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番

十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物

十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名

十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称

十四 軌道その他主要な占用物件

十五 道路一体建物

十六 協定利便施設

十七 調製の年月日

- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。
- 一 高速自動車国道に係る道路台帳 国土交通省の事務所
  - 二 国道に係る道路台帳 指定区間内の国道に係るものは関係地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県(法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市)の事務所
  - 三 都道府県道に係る道路台帳 関係都道府県(法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市)の事務所
  - 四 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所

## 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について

発 第138号  
昭和39年5月18日

都道府県知事 殿

国土交通省道路局長

### 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について

現今の道路交通情勢下において、道路管理者が道路の現況を常に適確に把握することは適正なる道路管理を行うため益々その必要の度を加えている。道路の現況の把握のためには、道路の区域の境界線の明確化等下記に掲げる事項の資料作成が必要であり、これら資料の整備状況は未だ満足すべき段階にあるとは言えないのは既に了知のとおりである。従って、今後道路に関する工事の施工区間については、工事施工の際に当該年度内にこれらの資料の整備を図り、もって道路の現況を把握し、適正なる道路管理に努められたい。

なお、本件にかかる資料の整備については、国庫負担又は補助にかかる事業区間にあつては、当該年度の国庫負担又は補助事業、工事費の「測量及び試験費」から支出せられてさしつかえなく、また単独事業についてもこの趣旨により実施されたい。

追って貴管下道路管理者にもこの旨周知方お取り計らい願いたい。

### 記

道路につき、少なくとも次に掲げる事項を記載し、附近の地形及び方位を表示した縮尺1/1,000（市街地にあつては1/300）以上の平面図

1. 道路の区域の境界線及び境界杭の設置位置
2. 市町村、大字及び字の名称及び境界線
3. 車道の幅員が0.5以上変化する箇所ごとにおける箇所の車道の幅員
4. 曲線半径（30m以上のものを除く）
5. 縦断勾配（8%未満のものを除く）
6. 路面の種類
7. トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
8. 道路元標その他主要な道路の附属物
9. 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
10. 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
11. 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名、交差する軌道の名称、主要な軌道の占用物件、調製の年月日

## 地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）抜粋

（交付税の算定に関する資料）

- 第5条 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を自治大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかななければならない。
- 2 市町村長は、自治省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかななければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて自治大臣に送付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村に通知しなければならない。この場合において、不服がある市町村長は、その意見を自治大臣に申し出ることができる。
- 5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の行政機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、自治大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、自治大臣が要求に係る交付税の総額の算定又は交付に関し必要な資料を自治大臣に提出しなければならない。

（測定単位及び単位費用）

- 第12条 地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれの測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
	一 警察費	警察職員費
	二 土木費	
	1 道路費	道路の面積 道路の延長
	2 橋りょう費	橋りょうの面積 木橋の延長

（以下省略）

（交付税の額の算定に用いた資料の検査）

- 第17条の3 自治大臣は、地方団体について、交付税の額の算定に用いた資料の検査を行わなければならない。但し、市町村については、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

## 静岡県道路占用に伴う道路台帳補正事務取扱要領

(昭和57年3月25日道維第419号土木部長通達)

(目的)

第1条 この要領は、道路法（以下「法」という。）第28条に基づき、静岡県が調製した道路台帳について、道路占用に伴う補正事務を適正に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(道路台帳の補正者)

第2条 道路占用者は、道路占用に伴い、道路台帳の補正が生ずる場合には、これを補正しなければならない。但し、県の道路に関する工事により占用物件の移設の必要が生じたものについては、道路管理者が補正するものとする。

(道路台帳の補正方法)

第3条 道路台帳の補正は、原則として県の道路台帳整備の実績のある者に委託し、「静岡県道路台帳作成要領」及び「静岡県道路台帳委託調査特記仕様書」に基づき、行うものとする。

(道路台帳の補正時期)

第4条 道路台帳の補正は、原則として、その前年度における新規、廃止及び変更に係るものを4月1日から4月30日までの間に行うものとする。

(道路台帳補正調書の提出)

第5条 道路占用者は、道路占用に伴い、道路台帳の補正の必要が生ずる場合には、静岡県道路法施行細則（昭和50年静岡県規則第21号。以下「細則」という。）第5条第1項及び第2項の申請書、細則第12条の廃止届又は法第35条の協議書の提出時に、補正調書（様式第1-1号、第号及び第1-3号）に必要な事項を記載のうえ、提出しなければならない。

- 2 事務所長は、前項の補正調書を受理した場合、その記載事項を審査し、許可証若しくは回答書の交付時に補正調書（様式第1-2号及び第1-3号）に占用許可年月日、工事の時期及び台帳補正時期を記載のうえ、交付するものとする。

(道路台帳の原図等の貸出)

第6条 道路占用者は、道路台帳の補正を行うため、道路台帳の原図等の貸出を受けようとする場合、補正調書（様式第1-2号及び第1-3号）を提出しなければならない。

- 2 事務所長は、前項の補正調書を受理した場合、補正調書に原図等の貸出年月日を記載し、貸出図書に添付し貸し出すものとする。

(道路台帳の原図等の返却及び補正調書の提出)

第7条 道路占用者は補正が完了した場合、貸出図書に補正調書（様式第1-3号）を添付し、補正図面2組を提出しなければならない。

(補正図面の確認及び再補正命令)

第8条 事務所長は、前項の補正図面を受理した場合、これを確認するものとし、正しく補正されている場合にあっては、このうち1組を土木部道路維持課長あて送付するものとする。

- 2 事務所長は正しく補正されていない場合にあっては、命令書（様式第2号）により、道路占用者に再補正を命ずるものとする。
- 3 道路占用者は、前項の規定による再補正命令を受理した場合、第6条以下の規定により再補正を行わなければならない。

附 則

- 1 その要項は昭和57年4月1日から施行する。

各土木事務所長 様

道路維持課長

占有者による占有平面図の修正の徹底について（通知）

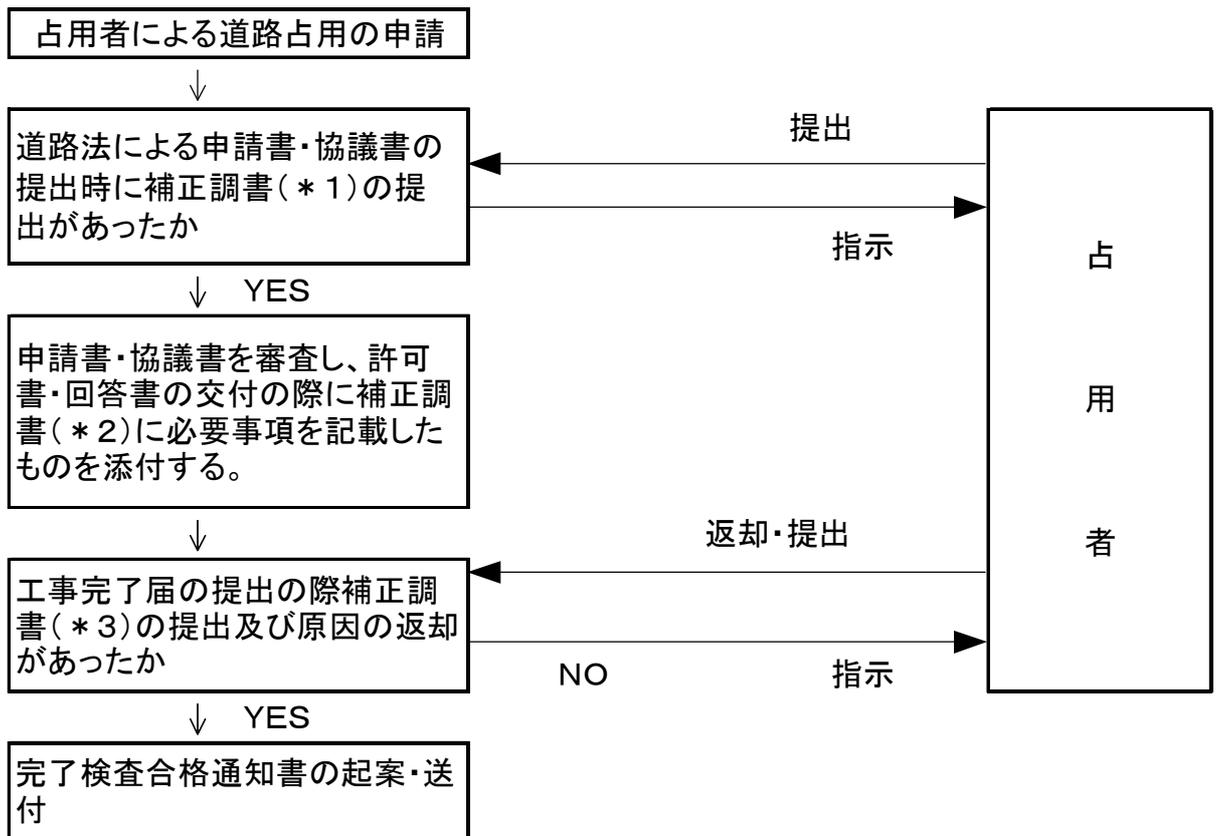
道路占有に伴う占有平面図の修正については、「静岡県道路占有に伴う道路台帳補正事務取扱要領」に基づき占有者が行うこととなっています。道路台帳説明会等で補正事務の徹底を指示しておりますが、その修正事務が十分に行われていない点が見受けられます。平成 6 年度に総務庁静岡行政監察事務所が実施した行政監査においても、地下埋設物等の整備の不徹底について指摘を受け、その改善を求められたところでもあります。

ついては、占有者に対し占有平面図の修正を速やかに要請するとともに、下記により整備の徹底を図るよう通知します。

記

1. 未整備のものについては、本年度中に整備を完了すること。平成 6 年 1 1 月 1 日付道維第 2 8 8 号にある暫定の図面にて処理する場合は、文書にて整備予定年月日を取り交わし、管理すること。
2. 道路台帳作成要領にも掲載されている昭和 5 7 年 3 月 2 5 日道維第 4 1 9 号土木部長通達「静岡県道路占有に伴う道路台帳補正事務取扱要領」を遵守し、今後はこれを遵守しない占有者については許可しないこととする。

## 占用平面図の修正に関わる事務手続



\*1 様式第1-1号、第1-2号、第1-3号

\*2 第1-2号、第1-3号

\*3 第1-3号

この事務手続は、静岡県道路台帳補正事務取扱要領第4条の例外事項として当分の間運用することとする。(占用者の迅速な事務手続きを促すため)

道路占用に伴う道路台帳補正調書																					
占用者が記入	占用者住所 氏 名 (担当者) <span style="float: right;">電話</span>																				
	占用の場所 一般国道 号 市 県 道 線 郡 町 地内																				
	占用物件 名称 構造 数量																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>路線番号</th> <th>ブロック</th> <th>ユニット</th> <th>区間</th> <th>ブロック</th> <th>ユニット</th> <th>枚数</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">から</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </table>	路線番号	ブロック	ユニット	区間	ブロック	ユニット	枚数				から				合 計					
路線番号	ブロック	ユニット	区間	ブロック	ユニット	枚数															
			から																		
合 計																					
管理課が記入	占用許可 年月日 (元号) 第 号 年 月 日 工事の 期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日																				
	台帳補正 期 日 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで																				
	企画検査課 より 受理年月日 (元号) 年 月 日 企画検査課 へ 送付年月日 (元号) 年 月 日																				
	確認図面 現況平面図 可・否 占用平面図 可・否 幅員図 可・否 備 考																				
	補正の 可 否 可 確認者 職 氏名 確認 (元号) 年 月 日 否 再補正命令 (元号) 年 月 日付け 第 号 で指示																				
	備考：再補正命令図面等																				

占 用 者 が 記 入	<h2 style="margin: 0;">道路占用に伴う道路台帳補正調書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">占用者住所</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">(担当者) <span style="float: right;">電話</span></p>								
	占用の場所	一般国道 <span style="margin-left: 100px;">号</span> <span style="margin-left: 100px;">市</span> 県 道 <span style="margin-left: 100px;">線</span> <span style="margin-left: 100px;">郡</span> <span style="margin-left: 100px;">町</span> <span style="float: right;">地内</span>							
	占 用 物 件	名称							
		構造							
数量									
管 理 課 が 記 入	道路台帳 補正区間	路線番号	ブロック	ユニット	区間	ブロック	ユニット	枚数	
					から				
		合 計							
	占用許可 年月日	第 号 (元号) 年 月 日	工事の 期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日					
	台帳補正 期 日	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで							
占 用 者 が 記 入	<h2 style="margin: 0;">道路台帳補正図書借用申請書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">静岡県知事様</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">道路台帳を補正するため、関係図書を借用したく申請します。</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">(元号) 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">占用者</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">(担当者) <span style="float: right;">電話</span></p>								
	図書貸出 年月日	(元号) 年 月 日				貸出図書 返却年月日	(元号) 年 月 日		
	貸出図面 (データ)	現況平面図	占用平面図	幅員図		備 考			
企 画 検 査 課 が 記 入	提出図面及 び 受理年月日	現況平面図		枚 × 2 =		枚			
		占用平面図		枚 × 2 =		枚 (元号) 年 月 日			
管理課へ 送付年月日	(元号) 年 月 日								
備考									

道路占用に伴う道路台帳補正調書							
占用者が記入	占用者住所 氏 名 (担当者) 電話						
	占用の場所 一般国道 号 市 県 道 線 郡 町 地内						
	占用物件 名称 構造 数量						
管理課が記入	道路台帳補正区間 路線番号 ブロック ユニット 区間 から 合 計						
	占用許可年月日 (元号) 年 月 日 工事の期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日						
	台帳補正期 日 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで						
	道路台帳補正図書返却及び修正図面提出届 静岡県知事様 上記図面の補正が完了したため補正図書を返却し、修正図書を提出します。 (元号) 年 月 日 占用者 (担当者) 電話						
企画検査課が記入	図書貸出年月日 (元号) 年 月 日 貸出図書返却年月日 (元号) 年 月 日						
	貸出図面(データ) 現況平面図 占用平面図 幅員図 備考						
	提出図面及び受理年月日 現況平面図 枚×2 = 枚 占用平面図 枚×2 = 枚 (元号) 年 月 日						
管理課へ送付年月日 (元号) 年 月 日 管理課より受理年月日 (元号) 年 月 日							
管理課	確認図面 平面素図 現況平面図 占用平面図 可・否 可・否 可・否 備考						
	補正の可否 可 確認者 職 氏名 確認 (元号) 年 月 日 否 再補正命令 (元号) 年 月 日付け 第 号 で指示						
企画検査	台帳加徐年月日 (元号) 年 月 日 本庁道路保全課送付年月日 (元号) 年 月 日						
	備考：再補正図面等						

## 道路台帳再補正命令書

第 号

(元号) 年 月 日

住 所

様

(元号) 年 月 日付けで提出のあった道路台帳補正図画については、再補正されたく次の通り命令します。

静岡県知事

再補正理由					
道路占用許可番号	(元号) 年 月 日付け				第 号
再補正物件	場所	一般国道	号	市	
		県 道	線	郡	町 地内
	名称				
	構造				
	数量				
道路台帳再補正区間					
	合 計				
再補正期限	(元号) 年 月 日				
その他					

道維第 419 の 2 号  
昭和 57 年 3 月 25 日

土 木 部 長 通 達

## 道路占用に伴う道路台帳補正事務の取り扱いについて

「静岡県道路占用に伴う道路台帳補正事務取扱要領」については、本日付け道維第 419 号により通知したところですが、この運営にあたり当分の間、下記により処理されたく通知します。

### 記

1. 道路占用物件のうち、信号機、消火栓、防火用井戸、防火用地下水及び道路照明灯（占用物件）並びに承認工事については、土木事務所で補正を行うものとする。

2. 道路台帳の補正を必要とする占用物件（前記 1 の物件は除く）については、昭和 54 年 12 月 13 日付け道維第 293 号土木部長通知の記の 1 の許可の条件を次のように改める。

#### 条 件

「静岡県道路占用に伴う道路台帳補正事務取扱要領」に基づき、道路台帳の補正を占有者の負担において行うこと。

3. 道路占用物件のうち、事務所で補正を行うもの及び補正の必要のないもの並びに承認工事については、道路台帳補正のための許可の条件は附さないとする。

4. 要領第 4 条の道路台帳の補正時期を昭和 57 年度に限り 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

# <道路台帳補正業務委託特記仕様書>

# (元号)〇年度道路台帳補正業務委託特記仕様書

## 第1章 総 則

### 1 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県及び静岡県知事の管理する道路を調査し、道路台帳を作成するための特記事項を示すものであり、特記事項になきものは、すべて契約書、設計図書、委託業務共通仕様書及び道路台帳作成要領に基づき実施しなければならない。なお、委託業務共通仕様書のうち、この調査に必要な事項は適用を除外する。

### 2 資料の貸与返還

- (1) 発注者（以下甲という。）は、受注者（以下乙という。）から既存資料の貸出の申し出を受けた場合に、これに関する資料を貸与する。
- (2) 乙は、使用後の資料を速やかに甲に返還しなければならない。

### 3 身分証明書

- (1) 乙は、甲から道路台帳調査に従事する者の身分証明書の交付を受け、調査に従事する者に常時これを携帯させなければならない。（道路法第66条）
- (2) 乙は、他人の占有する土地に立ち入って地形及び物件を調査する場合、関係人の請求があれば、これを呈示し、親切に対応し、摩擦や紛争を起さぬようにしなければならない。
- (3) 乙は、調査後速やかに、これを甲に返却しなければならない。

### 4 調査施行の原則

乙は、調査しようとする土地及び物件の所有者、その他の権利者及び関係ある他の官公署と強調を保ち、正確かつ誠実に調査しなければならない。

### 5 成果品

#### (1) 報告書 1式

#### (2) 道路台帳補正データ

ア 道路現況平面図及び公図写	1式	Tiff形式
イ 道路占用平面図	1式	Tiff形式
ウ 幅員図及び起終点図	1式	Tiff形式
エ ブロック図	1式	JPEG形式
オ リストB	1式	XLSX形式

#### (3) 道路台帳補正図面

ア 道路現況平面図及び公図写	A2判	白焼き	
イ 道路占用平面図	B4判	白焼き	1部
	A2判	白焼き	1部
ウ 幅員図	A3判		1部
エ 道路現況総括原票等	A4判		1部
オ ブロック図	A3判	カラー	2部 ※ブロック修正がある場合のみ

#### (4) その他野帳類

#### (5) 作業実施記録

### 6 作業実施記録

乙は、台帳図面のTiff化にあたり、作業プロセス・期間・使用した機器およびソフトウェアを記録に残し、作業項目別に整理した結果を作業実施記録として成果品に添付すること。

## 7 その他

- (1) Tiff 画像納品される図面画質については、貸与 Tiff 画像と同等程度とする。
- (2) 道路台帳附図の作成・補正にあたり、道路現況平面図・道路占用平面図・幅員図及び起終点図（公図写以外の図面）には個人情報を記載しないこと。図面には氏名及び名字のみの表記についても記載をしないこと。
- (3) 成果品はすべて甲の所有とし、甲の承認がなくして他に公表、貸与、複写等してはならない。

## 第2章 測量調査

### 1 調査の範囲

測量調査の範囲は、契約設計図書のとおりとし、その起終点は監督員が指示するものとする。

### 2 市町村界

市町村界は、甲が関係市町村と綿密に調査したうえ確認し、行政名を当該地に記入するものとする。

### 3 準備

乙は、調査に先立ち、調査に必要な以下の参考資料を収集するとともに、調査の目的を十分に理解し、土地立ち入り等についても地元住民と十分協調を保つように心掛けなければならない。

参考資料：住居表示新旧対照表、都市計画街路網図、関係公共団体及び関係企業等の道路占用図書、

その他指定の資料

### 4 路程測量

距離測定の間隔は、原則として100mとし、曲線半径30m以下については、曲線測定し図面等に記入するものとする。

### 5 縦断測量

縦断測量は、縦断勾配が8%以上の箇所について測定し図面等に記入するものとする。

### 6 道路現況平面図

平面測量は複導線法によって、平面上で多角測量を行うものとし、その一片の長さは50m未満とする。地形地物は光線法によって求めるものとする。

### 7 等高線

等高線は原則として2m間隔とするが、平坦な区域は1m間隔とする。

### 8 杭の設置

路線の起終点及びブロック杭は、道路台帳の規準をなす重要なものであるため、乙は、監督員立会いのうえ設置するものとする。

### 9 公図転写

乙は、契約書に基づき甲が管理している土地及び隣接している土地について、当該土地を管轄する地方法務局または、その支局若しくは出張所（以下「管轄登記所」という。）に備えてある公図を転写し、公図の着色に従って着色するとともに、次の各号に掲げる事項を図面に記入するものとする。

- (1) 方位、縮尺、市町村名、大字名、字名、地番及び地目
- (2) 隣接字名
- (3) 転写年月日及び管轄登記所名

### 10 土地登記簿の調査

乙は、道路区域内の土地について、管轄登記所の土地登記簿より次の各号に掲げる事項を調査し、公図写しに記入するものとする。

- (1) 地目及び地積
- (2) 所有者の氏名または代表者の氏名

## 第3章 検 査

### 1 検査

検査は、特記仕様書、契約設計図書、委託業務共通仕様書、道路台帳作成要領に基づき実施するものとする。また、乙は現場代理人及び主任技術者を検査に立ち合わせるとともに、必要な資料を提出しなければならない。

#### (1) 中間検査

作業中の適当な時期に中間検査を行うことが出来るものとし、主として作業方法の指示、墨入れ前の平板素図と現況との照合等を目的に行うものとする。

#### (2) 完了検査

完了検査は、成果品全種について行うものとする。

### 2 検査の方法

検査は、任意の点の抜き取りで以下の各号に掲げる事項について行うものとし、その率は20%程度とする。

#### (1) 現地との照合検査

#### (2) 隣接図との接合部点検、図上の数値の点検透写ずれの点検及び誤記の点検

#### (3) 凡例との照合検査

### 3 検査結果

検査の結果、上記第2項を満足しないもの、その率が20%未満の場合は修正補足を、20%以上の場合はその内容により全域再測又は写図等を甲は乙に命ずるものとする。

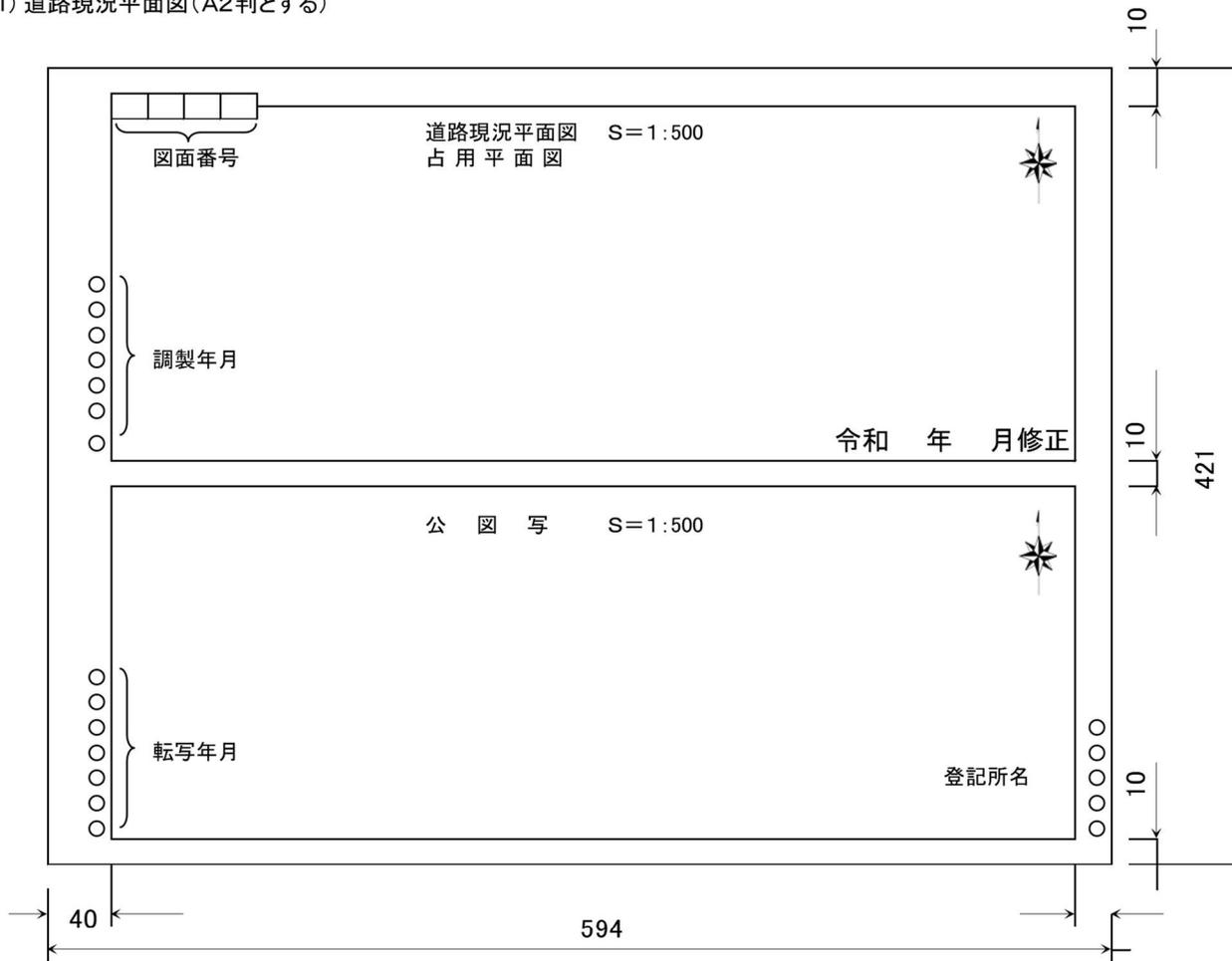
### 4 検査後の誤記の取扱

検査終了後において、著しく現況と形状寸法、観測値、測距値及び計算値等に誤りを発見した場合は、乙の負担において補足又は修正を行うものとする。

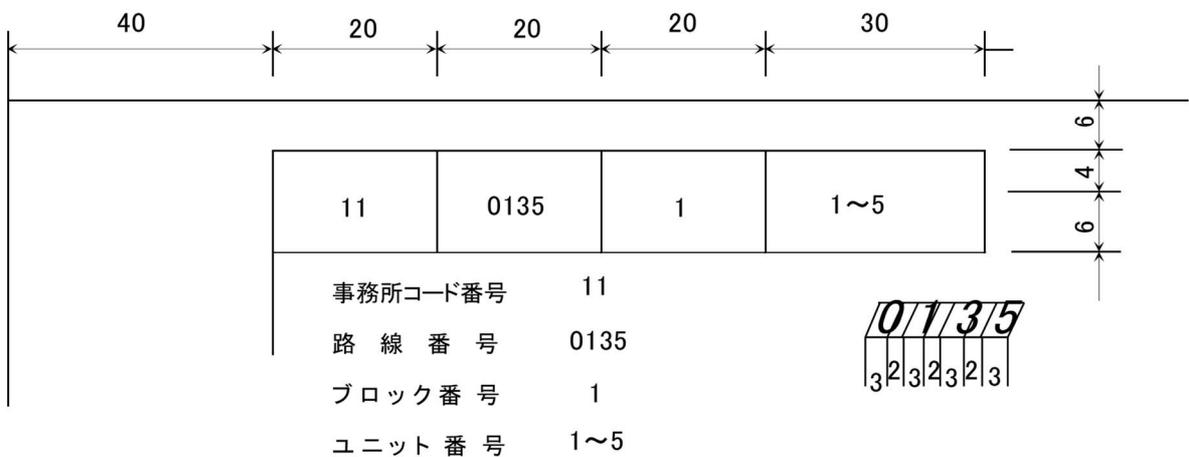
## 第4章 図式及び記号

### 1. 図式

#### 1) 道路現況平面図(A2判とする)



図面名称及び整理番号



道 路 現 況 平 面 図

調製年月及び登記所名

5 1

元 号

年

月 調 製

40

5 1

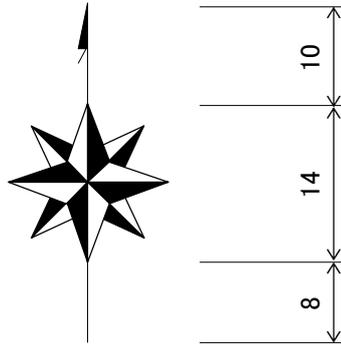
元 号

年

月 転 写

40

## 方位

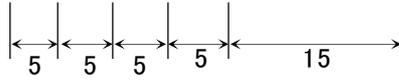


これによらず、一般的に用いられている方位記号を使用すること。

## 縮尺

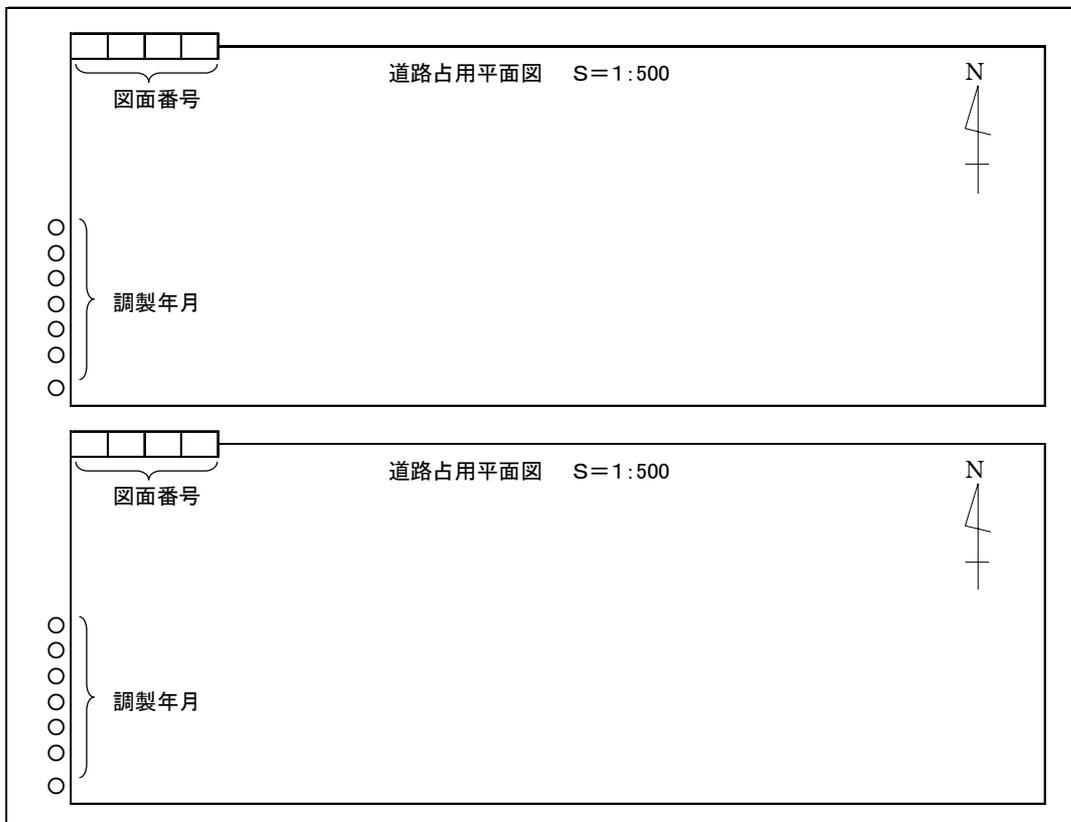
5

S = 1 : 500



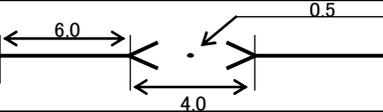
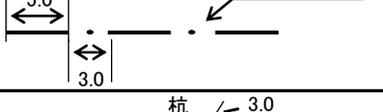
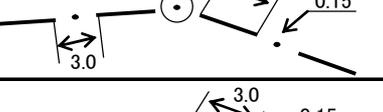
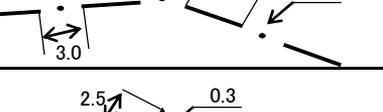
## 2) 道路占用平面図 (A2判とする)

道路現況平面図の写 (第2原図) とする。

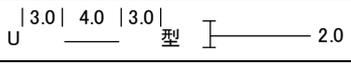
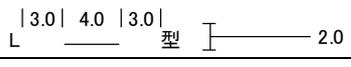
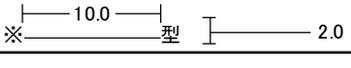
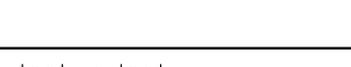
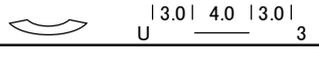
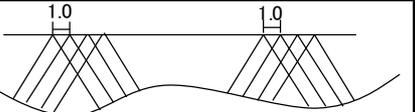
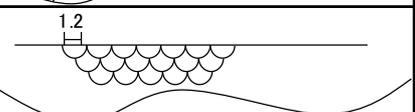
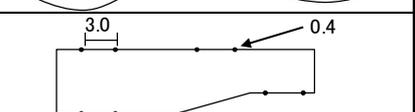
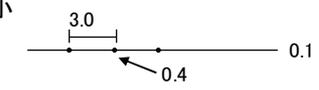
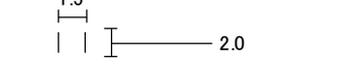
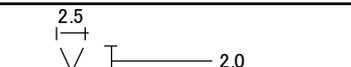
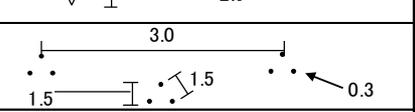
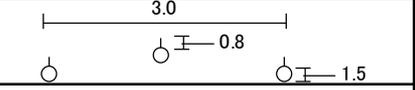
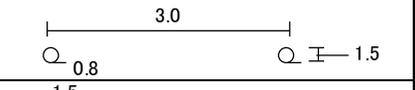
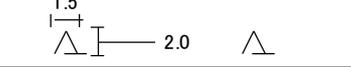
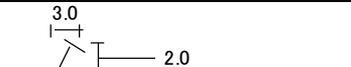
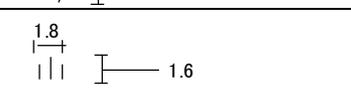
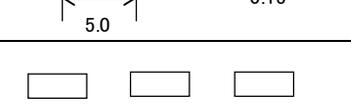


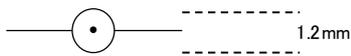
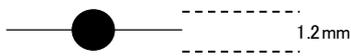
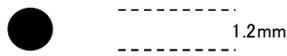
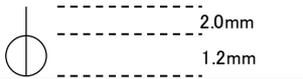
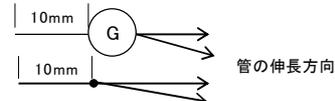
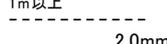
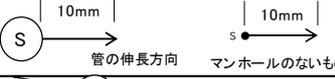
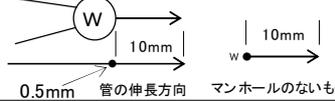
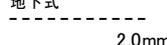
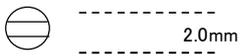
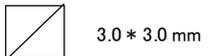
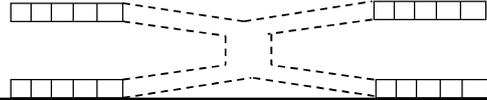
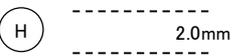
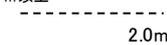
## 2. 記号

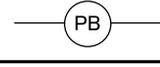
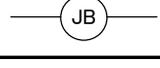
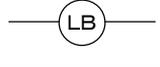
### (1) 道路現況平面図図式

区分	字隔		記号	線巾	記号の表示の方法又は図例
	mm	級数			
測点	2.0		 路線・ブロック起終点	0.20	 中間測点
用地杭			 2.0mm	0.20	確認できるもの
郡市	4.5	20			直立線等線体で表示
町村	4.0	18			直立線等線体で表示
大字 (市内の町)	3.5	16			直立線等線体で表示
字・丁目	3.0	14			直立線等線体で表示
諸建造物	2.5	12			(施設等の名称)
道路・鉄道・ 河川・駅	3.0	14			
トンネル、橋梁名	3.0	14			
境界線	市町村界			0.40	
	大字界			0.40	
	字界			0.30	
	用地界			0.15	用地界と道路区域が一致しない場合は双方区別し表示する。
	未確定用地界			0.15	
基準点	三角点			0.20	標高を表示する(小数第2位)
	水準点			0.20	標高を表示する(小数第3位)
	多角点			0.20	標高を表示する(小数第2位)
	ブロック杭			0.20	標高を表示する(小数第2位)

区分	字隔		記号	線巾	記号の表示の方法又は図例
	mm	級数			
家屋	家屋			0.20	一時的な仮設物は表示しない。 個人宅名等の個人情報は表示しない。
	無壁舎			0.20	
	鉄骨又は鉄筋 コンクリート建築			0.30	
構囲	コンクリート・レン ガ・ブロックべい			0.30	
	木へい			0.15	
	垣・柵			0.15	
	生垣			0.15	
	有刺鉄線			0.15	
道路	切土部			0.15	未確認の場合
	盛土部			0.15	
	道路幅員			0.15 0.10	歩道、中央分離帯、交通島、歩道橋、植木柵、並木等は真巾、真形、真位置で表示する。
	法覆工		吹付 	0.15	ネット 

区分	字隔		記号	線巾	記号の表示の方法又は図例	
	mm	級数				
側溝	U型側溝	2.0	10		0.15	
	L型側溝	2.0	10		0.15	
	レ型側溝	2.0	10		0.15	
	円・都市型	2.0	10		0.15	※に円または都市を記入
	有溝				0.15	点線で表示する。
	U字トラフ	2.0	10		0.15	
被覆	雑割石積 ブロック積				0.20 0.10	
	野面石積				0.20 0.10	
	コンクリート壁				0.20	小 
耕地	水田				0.15	原則として1区画に1個
	畑地				0.15	原則として1区画に1個
	茶畑					
	果樹					
未耕地	広葉樹					
	針葉樹					
	竹林					
	荒地					
防護施設	ガードレール				0.20	
	安全柵				0.20	SG
	ガードパイプ				0.20	
	駒止				0.15	真型

区分	記号		線巾	記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ			
電柱			0.15	その他の電柱 番号を旗上げ して記入  地下埋からの 立上り 
電話柱			0.15	番号を旗上げて記入
道路照明灯				番号を旗上げて記入
信号機			0.15	
アーケード類			0.15	歩道上にあるアーケード及び日よけ全て表示。
ガスマンホール	1m未満  1m以上 		0.15	
電話マンホール	1m未満  1m以上 		0.15	
下水マンホール	1m未満  1m以上 		0.15	
上水マンホール	1m未満  1m以上 		0.15	
消火栓	地上式  地下式 		0.15	
防火用井戸			0.15	
防火用地下水槽			0.15	
地下歩道			0.15	
温泉			0.15	
電気マンホール	1m未満  1m以上 		0.15	
工業用水			0.15	
農業用水			0.15	

種類	占用平面図	幅員図	備考
キャブ		L-CAB R-CAB	
ミニキャブ		L-MCAB R-MCAB	
電線共同溝		L-CCB R-CCB	
自治体管路		L-PB R-PB	
情報BOX		L-JB R-JB	
共同溝		L-CB R-CB	地上部 _____ 地下部 - - - - -
光ケーブル		L-LB R-LB	

※幅員図 左側:L-右側:R-

※各種類に入溝されている管路の種類については、幅員図には必ず記入してください。

記入例 幅員図:L-CCB(E,T,...)

道保第 196 号  
令和 7 年 1 月 29 日

各土木事務所長様  
(企画検査課宛)

道路保全課長

道路台帳図面の閲覧及び公文書の開示時における個人情報の取扱いについて (通知)

このことについて、個人情報の保護に関する法律および、静岡県情報開示条例に基づき、道路台帳図面に記載された個人情報について留意の上、適切な事務処理を行うようお願いします。

なお、今後道路台帳図面(現況平面図・幅員図・占用図)を作成・更新する際は、個人情報が記載されていないことを確認し、記載されている場合は消去するようお願いします。

担当 維持舗装班  
電話 054-221-2752

## 道路台帳の閲覧及び公文書の開示請求における適切な取り扱いについて

道路台帳は道路法により作成が義務付けられ、道路台帳の閲覧を求められた場合は拒むことができない（道路法第28条）。しかし、道路台帳図面には個人情報（氏名・地番・住所）が記載されていることから、道路台帳の閲覧及び公文書の開示請求における事務手続きについて、個人情報の保護に関する法律（以下、法律という）及び静岡県情報公開条例（以下、条例という）に基づき適切な事務手続きを行う。

### ① 道路台帳の閲覧

現況平面図	● <u>個人情報をマスキング処理し閲覧させる</u> 図面に記載された個人氏名は個人情報に該当する。
幅員図	
占用図	
公図写	● <u>閲覧をさせない</u> 現況平面図・公図写を閲覧の際は、下段の公図写が見えない処置を行い閲覧させる。公図写の個人氏名についても個人情報に該当する。 公図写は道路法に規定される記載事項ではないため、閲覧を行わない。

### ② 公文書の開示請求による開示

現況平面図	● <u>個人情報をマスキング処理し部分開示を行う</u> これらは県が独自に作成した図面であり、条例の「開示の除外条件」に該当しない。このため法律による個人情報の保護が必要であり、個人氏名が記載されている場合は個人氏名を隠して開示を行う。
幅員図	
占用図	
公図写	● <u>個人情報を隠さずに開示を行う</u> 個人情報（氏名）は条例7条（2）「非開示情報（氏名、生年月日その他の記述等）」であるが、同項アの開示の除外条件「法令等の規定により又は慣行として公にされる情報」に該当し、公の情報（登記簿・公図）を元に作成された公文書に該当することから開示を行う。

### ③ まとめ 道路台帳に記載された個人情報の処理について

図面	閲覧	公文書の開示請求
現況平面図	▲	▲
幅員図	▲	▲
占用図	▲	▲
公図写	×	○

※ ○：個人情報を隠さず開示 ×：閲覧させない ▲：個人情報を隠して開示

## 個人情報保護に関する法律（通称：個人情報保護法）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの。

## 静岡県情報公開条例

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書

を開示しなければならない。

(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

---

## Q. 公図写は法務局で誰でも手に入る情報なのに、なぜ閲覧させてはいけないのか

「公図写」は不動産登記法で言う「登記簿」「地図（公図）」から、県が独自に情報を組み合わせて作成した図面である。公図写の情報は法務局の登記官に対し、手数料を納付して請求することができる情報であり、登記官以外の者が、むやみに「公の情報」といって公開するのは適当ではない。

公図写に記載された地図（図画）・地番・氏名から特定の個人が識別できるため、閲覧させることは個人情報保護法に抵触する。

一方で公文書の開示の場合、静岡県情報公開条例に則り開示を行い、個人情報であっても「法令等の規定により公にされる情報」は非開示情報から除外される。このため不動産登記法の規定により公にされた情報から作成した内部文書と考えられるため開示を行う。

## 不動産登記法

（第百十九（登記事項証明書の交付等）、百二十条（地図の写しの交付等））

何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録（第119条） / 地図（第120条）に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。